

通 所 介 護
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 麗峰会
通所介護事業所つじまち

通所介護重要事項説明書

1. 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 社会福祉法人 麗峰会
(2) 代表者役職・氏名 理事長 中 真 靖
(3) 法人所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地1号
(4) 電話番号 098-866-7200
(5) 設立年月日 昭和63年 3月18日

2. 通所介護事業所つじまちの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所 在 地	沖縄県那覇市辻2丁目27番地1
介護保険事業所番号	指定通所介護（那覇市4770103390号・平成28年4月1日指定）
サービスを提供する対象地域	那覇市内

(2) 職員体制 ※人数は常勤換算数

職 種	員数（通所介護と一体的運営）	業務内容
管 理 者	1人（兼務）	事業所の業務を統括します。
生 活 相 談 員	1人以上	予防通所介護のご利用申込に係る調整、お客様の日常生活上の介護、その他必要な業務の提供を行います。
看 護 職 員	1人以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の健康管理、介護、その他必要な業務の提供を行います。
介 護 職 員	5人以上	お客様の心身状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。
機能訓練指導員	1人以上	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練を行います。

(3) 施設の設備概要

定 員：35名（介護予防通所介護ご利用者を含む）

設備等：食堂、配膳室、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室（浴槽・特殊浴槽）、送迎車等

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日～金曜日（12月31日～1月2日を除く）

営業時間：8時30分～17時30分

サービス提供時間 9：30～15：45

(5) 第三者評価の実施について

現在は評価委事業の依頼は行っていません。

3. サービス内容

- (1) 介護：お客様の心身状況等に応じて、排泄介助等の必要な介護を提供いたします。
- (2) 送迎：ご希望によりご自宅の戸口又はその近くまでお迎えにまいります。
- (3) 食事：季節感を取り入れ、お客様の健康に配慮した暖かい食事を提供いたします。
また、美味しく食事を経口からとり続けて頂くために、栄養改善・口腔機能に関しては相談支援が出来ます。
- (4) 入浴：寝たままでも入浴できる機械浴槽と、職員の介助を受けながら入浴する介助浴がございます。
- (5) 健康管理：看護職員により、ご利用時間内の健康管理を行います。
- (6) 生活相談：ご自宅での介護上の悩みなどなんでもご相談ください。
- (7) 機能訓練：個別に作成するプランにより、リハビリ器具等を活用して機能訓練ができます。

4. 料金

別紙の通り

5. お支払い方法

- (1) 毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。
- (2) お支払い方法は、口座引落、振込、現金払いのいずれかにてお支払いできますので、ご契約の際にご指定下さい。

6. サービスのご利用方法

- (1) 原則として、居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込みいただけます。別途利用契約を締結した上で、サービスの提供を開始いたします。
- (2) サービス利用期間の終了
 - ①お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望される7日前までに文書でお申し出下さい。
 - ②当社の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ③自動終了
以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。
ア. お客様がお亡くなりになった場合
イ. 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護度区分が、非該当と認定された場合
 - ④その他
ア. 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で通知することによりすぐにサービスを終了することができます。
イ. お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、料金を支払うように催促したにもかかわらず1ヶ月以内の期間に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背任行為を行なった場合は、文書で通知することによりすぐにサービスの利用契約を終了させていただくことがございます。

7. 当事業所のサービス特徴等

(1) 運営の方針

- ①お客様が要介護状態等となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことで、お客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(2) 事業所の義務

- ①お客様の生命、身体、財産の安全・確保や、プライバシーの保護に配慮いたします。
- ②お客様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、お客様から聴取、確認させていただきます。
- ③お客様へのサービス提供時において、お客様に病状の急変が生じた場合その他の緊急時の場合には、速やかにご家族等の緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。
- ④お客様に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、お客様または代理人の請求に応じて閲覧や複写物を交付いたします。
- ⑤お客様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑥当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得たお客様またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、お客様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、サービス担当者会議など、他の介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる方の事前の同意を文書により得た上で、お客様またはご家族等の個人情報を用います。

(3) サービスご利用にあたっての留意事項

①送迎時間の連絡

- ア. サービス開始前に時間と搭乗場所の確認をいたします。
- イ. 交通事情等により予定時刻に遅延する場合がございます。

②体調確認

- ア. 事業所来所時、健康チェックを行います。
- イ. その他、随時、様子観察を行い、体調が悪い場合は、ご家族に連絡いたします。

③サービスの中止・変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合がございます。

- ア. 風邪、疾病等によりサービスを継続することが困難な時
- イ. 体調が悪くサービスを継続することが困難な時
- ウ. 天候不順（台風等）または災害等によりサービスの実施が困難な時

④送迎時間の変更

以下の場合には、お客様又はご家族に連絡の上、送迎時間を変更する場合がございます。

- ア. 営業時間等を変更する場合
- イ. 行事实施等に伴い、送迎時間に変更となる場合
- ウ. 天候不順（台風等）又は災害等により送迎時間を変更する場合

⑤時間変更

ご利用時間を変更される場合には、事前にご相談下さい。

⑥食事のキャンセル

昼食がご不要となった場合には、当日9時までにお申し出下さい。

9時以降のキャンセルは昼食費が発生します。

⑦設備、器具のご利用

ア. 快適に、安全に事業所をご利用いただくために、事業所内の設備、器具をご利用される場合は、職員にお声をかけて下さい。

イ. 車椅子・歩行器等につきましては、事業所で用意してありますが、ご自分で使い慣れたものをご持参いただいても結構です。

⑧事業所内での禁止事項

お客様は、施設内で次の行為を行わないで下さい。

ア. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

イ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりすること。

ウ. 指定した場所以外で火気を用いること。

エ. 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

8. 非常災害対策

①非常災害時に備えて、3日分の非常用食料・飲料水・医薬品等の備蓄をしております。

②消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しております。

③消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を年2回以上実施しております。

④万一の災害発生時は、当法人消防計画書及び防災対策マニュアルに基づき対応いたします。

9. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任によりお客様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その発生について、お客様に故意又は過失がある場合等は、事業者の損害賠償責任を減じる事があります。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用相談・苦情担当

サービス担当窓口（担当者）：生活相談員

電話：098-866-7200

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

②苦情への処理体制

当法人苦情対応マニュアルに基づき、苦情についての受付書・報告書を作成し、必要に応じて関係機関へ報告の上、対応方法等について検討・処理します。

③その他

当事業所以外に、下記での相談・苦情窓口でも受け付けております。

受付機関	所在地	電話番号
那覇市チャージょう課 施設グループ	那覇市泉崎1-1-1	098-866-9010
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理 相談窓口	那覇市西3-14-18	098-860-9026
沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-882-5704

令和 年 月 日

指定通所介護のご利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 沖縄県那覇市辻2丁目27番地1

名称 通所介護事業所つじまち

説明者氏名 印

私は、本書面にて事業者から指定通所介護についての重要事項の説明を受け、本書面を1部受領しました。

お客様 ご住所

ご氏名 印

ご家族様 ご住所

ご氏名 印

(代理人) ご住所

ご氏名 印

(お客様とのご続柄)

別紙

通所介護事業所つじまち利用料金

下記の（１）基本料金の単位数と（２）の加算料金の加算単位数の合計に、国が定める１単位の単価単位を乗じた額（１円以下切捨て）に（３）昼食費を支払っていただきます。

ただし、介護保険適用時には、基本料金と加算料金の合計額の１割相当額（１円未満）に昼食材料費を加えた額となります。

（１）基本料金表（介護保険負担割合証により負担額が変動します）

１日あたりのご利用料金（６～７時間ご利用の場合。その他の時間設定は個別に提示致します。）

要介護度	基本料金	介護保険適用時のご負担額		
		１割負担のご利用者	２割負担のご利用者	３割負担のご利用者
要介護１	５,８４０円	５８４円	１,１６８円	１,７５２円
要介護２	６,８９０円	６８９円	１,３７８円	２,０６７円
要介護３	７,９６０円	７９６円	１,５９２円	２,３８８円
要介護４	９,０１０円	９０１円	１,８０２円	２,７０３円
要介護５	１０,０８０円	１,００８円	２,０１６円	３,０２４円

（２）加算料金

加算名称	単位	１日あたりの利用料	介護保険適用時のご負担額			備考
			１割負担の利用者	２割負担の利用者	３割負担の利用者	
個別機能訓練加算Ⅰイ	５６	５６０円	５６円	１１２円	１６８円	機能訓練指導員を配置して、入所者ごとに機能訓練計画を作成し、ご家族の同意のもと計画的に機能訓練を実施した場合に算定。
入浴介助加算Ⅰ	４０	４００円	４０円	８０円	１２０円	ご希望により入浴を実施した場合に算定。定期的な入浴に関する研修を職員へ実施。
サービス提供体制加算Ⅰ	２２	２２０円	２２円	４４円	６６円	介護職員の内、介護福祉士を７０％以上配置している場合に算定される加算です。
科学介護推進体制加算	４０	４００円/月	４０円	８０円	１２０円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定する加算です。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用料総額に対して９．２％（令和６年６月提供分から）					介護報酬改定に伴い、下記３つの処遇改善等の加算を、令和６年６月より一本化となり新たに算定する加算。

介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用料総額に対して5.9%（令和6年5月提供分まで）	介護職員の賃金の改善等を実施していると認められた場合に算定。
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	利用料総額に対して1.2%（令和6年5月提供分まで）	消費税増税に伴い、更なる介護職員の賃金の改善等を実施していると認められた場合に算定。
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用料総額に対して1.1%（令和6年5月提供分まで）	介護職員等の処遇改善を目的とし、1人あたりの収入を3%程度引き上げるために設けられた加算。

（3）昼食費（自己負担）

1食あたり 545円 ※おやつ込み ※おやつのみ希望の方は、おやつ代100円

（4）その他の料金

その他、下記の日常生活用品等につきましては、お客様の自己負担となります。

内 容	費 用
喫茶・売店・買物代等	実費（個別に購入等行うもの）
レクリエーション・クラブ活動	実費 ※材料費など。 ※事業所が設定する全体活動等については原則無料です。
複写物（交付すべき書類以外）	1枚につき白黒10円／カラー100円 ※事業所がお客様に交付すべき書類等については無料です。